



つくばみらい市規則第38号

つくばみらい市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

つくばみらい市長

つくばみらい市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年つくばみらい市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の5号を加える。

- (9) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間
- (10) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (11) 女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (12) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 市長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間
- (13) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間

第5条第2項中「第4号から第7号まで及び11号」を「第2号から第5号まで及び第

9号」に改め、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同項5号中「第7号」を「第5号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第3項中「(前項第1号及び第2号)」を「(第1項第10号及び第11号)」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

つくばみらい市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年つくばみらい市規則第12号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(特別休暇)</p> <p>第5条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員(第8号に掲げる場合)は、市長が定める会計年度任用職員に限る。)に対して当該各号に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合)は、10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間)の範囲内の期間</u></p> <p>(10) <u>6週間(多胎妊娠の場合)は、14週間)以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出した場合 出産の日までの申し出した期間</u></p> <p>(11) <u>女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出した場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</u></p> <p>(12) <u>会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 市長が定める</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第5条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員(第8号に掲げる場合)は、市長が定める会計年度任用職員に限る。)に対して当該各号に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間

(13) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第2号から第5号まで及び第9号に掲げる場合）にあっては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

(削る)

(削る)

(1) (略)

(2) (略)

(新設)

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第4号から第7号まで及び第11号に掲げる場合）にあっては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出した場合 出産の日までの申し出した期間

(2) 女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出した場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）

(3) (略)

(4) (略)

<p>(3) 次に掲げる者(ウに掲げる者)は、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号から第5号までにおいて「要介護者」という。)の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合)については、10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員)にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間)の範囲内の期間</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>	<p>(5) 次に掲げる者(ウに掲げる者)は、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号から第7号までにおいて「要介護者」という。)の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合)については、10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員)にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間)の範囲内の期間</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>
<p>3 前2項の休暇(第1項第10号及び第11号の休暇を除く。)については、市長が定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならぬ。</p>	<p>3 前2項の休暇(前項第1号及び第2号の休暇を除く。)については、市長が定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならぬ。</p>

<p>1. The first part of the paper is devoted to a generalization of the results of [1] and [2] to the case of a general domain <math>\Omega</math>.</p>	<p>2. The second part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>
<p>3. The third part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>	<p>4. The fourth part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>
<p>5. The fifth part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>	<p>6. The sixth part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>
<p>7. The seventh part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>	<p>8. The eighth part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>
<p>9. The ninth part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>	<p>10. The tenth part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>
<p>11. The eleventh part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>	<p>12. The twelfth part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>
<p>13. The thirteenth part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>	<p>14. The fourteenth part of the paper is devoted to a study of the asymptotic behavior of the solutions of the problem (1) as <math>\epsilon \rightarrow 0</math>.</p>